

# 「21・ろうふく」め～る

## 「介護報酬2021年改定の狙いと問題点」

### 西岡 修代表幹事が社会福祉経営全国会議で講演

3月22日、社会福祉経営全国会議が主催するリモート学習会で西岡氏が講演しました。

「介護保険は社会福祉制度改革のトップランナーと位置付けられてきました。3年毎に報酬改定が行われ、今回は、「科学的介護加算」が設けられるなど、


大きな矛盾が噴出しつつです。

西岡氏は講演で、介護保険創設時の国のスローガンや介護保険20年の現状や問題等について詳しく報告されました。特に、国のスローガンとは裏腹に、報酬等の切り下げが続き、職員が集まらない深刻な実態や低所得者への負担軽減策である補足給付の見直しで特養退去の増大や個室から多床室への変更希望が多発するのではと指摘されました。

また、東京都社会福祉協議会が実施している特養待機者調査から、「社会福祉ニーズの高い人は特養に入所できない」という状況にあり、その要因は、①医療依存度が高い人、②精神障害(認知症含む)のある方、③身元引受等の入所後の事務手続きができない方、④低所得等はユニット型個室には入居できないなど、改定の度に改悪された介護保険制度の矛盾そのものであり限界にきている。改めて、老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの役割が大切であると提起されました。

### 介護保険 創設時のスローガン・・・

- ・今後、年金は充実していく  
⇒しかし、下がり続ける年金
- ・全国どこでも誰でも「1割負担」で必要なサービスを受けられる(応能負担から応益負担)  
⇒2005年10月、所得等に応じた「補給給付」開始  
⇒2017年8月、自己負担割合が所得等に応じて2割に  
⇒2019年8月、自己負担割合が所得等に応じて3割に
- ・行政処分による「措置」から当事者とサービス事業者との「対等なサービス利用」による「科学的介護」への移行  
⇒事業者の都合や判断で契約ができたりできなかったり
- ・家族介護から社会的介護へ  
⇒費用負担の所得等は世帯単位、訪問介護に家族要件(2006年度)
- ・利用者本位  
⇒例えば、要介護認定は本人のニーズに関係なく、「介護の手間」で判定する



### 介護保険20年の現状

- ・福祉・介護の担い手が集まらない ⇒ 担い手がいらないため介護崩壊！
- NHKスペシャル「介護の人材が逃げていく」(2007年3月)  
担い手不足が言われて、すでに足掛け15年！状況は増々深刻に！
- 2009年介護保険法施行当時 介護に応募者が集まった、養成課程の学校が林立
- 2008年専門学校271校は2009年239校 → 2020年217校 (介護協調べ)
- 入学者は2006年定員26,855人、入学者19,289人(定員充足率71%)
- 2020年定員13,619人、入学者7,042人(51.5% 内、34%外国人、10%雇職者訓練生)
- 外国人介護者の受入れ  
①EPA(二国間経済協定)による受入れ(2008年～)  
②在留資格(介護・留学生)による受入れ(2017年9月～)  
③技能実習生(介護)による受入れ(2017年11月～)  
④特定技能1号(介護)による受入れ(2019年4月～)

### お知らせ

◆2021年度 第1回幹事会の開催

4月27日(火) 9時30分～12時

ZOOM形式で開催します。

◆2021年度総会の開催

6月26日(土) 13時30分～16時

ZOOM形式で開催

■総会を契機に、21・老福連事務局は大阪から京都に移転する予定です。詳細はメール等でお知らせします。

21・老福連の活動は、会員施設へのメール送信及びHPに掲載しています。是非ご覧ください。



**8月から低所得者の食費・居住費の負担軽減をはかる「補足給付」が見直されます。**  
**対象者は27万人で、影響額は100億円。**  
**利用控えや特養退去者が増えるのでは…。**



質問する倉林明子議員(12日、参院予算委)

# 介護施設 食費補助の見直し 対象27万人 影響100億円

倉林氏に答弁

8月に予定されている介護の利用者負担増をめぐり、厚生労働省をめぐり、介護施設に入所する低所得者への食費等の補助(補足給付)の見直し対象者が約27万人で、影響額は約100億円に上ることが明らかになった。参院予算委員会で日本共産党の倉林明子議員に答弁しました。

同省は、介護利用料の自己負担上限額(高額介護サービス費)引き上げについては、対象3万人・影響額10億円程度だと説明。対象人数・影響額は介護保険部会に示していないことを認めました。人数・額ともに8月から来年3月末までの約半年分の数字です。倉林氏は「影響額は介護サービス利用者の負担増に直結する。部会で議論のやり直しが必要だ」「補足給付は低所得者への福祉施策として一般財源を充てるべきだと主張しました。政府は、補足給付の資産要件を厳格化して補助の対象や額を狭めようとしています。自己負担の上限額は、現在の最大月4・4万円から、所得に応じて同14万円に引き上げる方向です。」

倉林氏は、介護保険制度の開始から20年余り介護労働者の待遇も悪化し続けていると批判。とりわけ登録型ヘルパーは深刻で、同制度導入前に公務員へルパーで月収37万円超だった人が現在は月5・100円〜12・5万円に陥っていると述べました。また、次の訪問先までの移動や待機の時間が法令に反して労働時間とみなされ、細切れの訪問時間やキャンセルなどが、低く不安定な賃金の要因だと強調。訪問時間短縮と強調。訪問時間短縮は利用者の尊厳を守れないほどになっていると批判し、「そもそも人件費を賄える介護報酬でなく、引き下げも相次いだ。事業者を法令違反させるを得ない状況に追い込んだ。政府の責任は重大だ。人件費相当分を公費で介護保険に入れるべきだ」と迫りました。

## トピックス

### 生活保護費の減額決定、取り消す判決 大阪地裁 (2月22日 朝日新聞)

国が2013年に実施した生活保護基準額の引き下げは生存権を保障した憲法25条に反するなどとして、大阪府の受給者ら約40人が、生活保護費を減額した決定の取り消しなどを求めた訴訟の判決が22日、大阪地裁であった。森裁判長は、厚生労働相の判断の過程について「過誤、欠落がある」として裁量権の逸脱を認定し、受給者に対する減額決定を取り消す判決を言い渡した。

生活保護基準は、保護を受ける条件を定めた生活保護法に基づき決められる。就学援助や住民税非課税などの他の制度の支

給対象の指標にもなっており、引き下げの正当性が否定されれば、国の政策に影響を与える可能性がある。

争点は、基準の決定にあたり、厚生労働相の裁量権の逸脱があったといえるかどうかだった。判決は、生活保護基準を定めるにあたり、予算や専門的な見地から決定されるとして厚生労働相には裁量があるとした。

厚生労働省は「判決については内容を精査し、関係省庁や自治体と協議の上、今後の対応を検討したい」とコメントした。

原告側弁護団によると、同様の訴訟は全国29地・高裁(原告約900人)で争われ、今回は全国2例目の判決。昨年6月の名古屋地裁判決は「厚生労働相が保護基準を改定するにあたって専門家の検討を経ることを義務づける法令上の根拠は見当たらない」などと指摘し、裁量を広く認めて受給者側の請求を棄却していた。

※3月5日、国・自治体は控訴したため、今後は高裁に審議が移ります。

**憲法25条 (生存権)**  
 第1項 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。  
 第2項 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上、及び増進に努めなければならない。



【雑感】今年度は、コロナ禍で会議や研修等は新しい形式(リモート)にかわった。おかげで参加者が増えているように思う。研修などは一施設で数名と一緒に参加されている。ただ、マスク越しの相手の表情は読み取れにくい。早くマスク無しの素顔が見たいなあ。(公)